

変更届書別紙 4

(責任役員に関する事項)

新たに薬事に関する業務に責任を有する役員となった者に係る欠格事項		
(1)	法第 75 条第 1 項の規定により許可を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者	
(2)	法第 75 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者	
(3)	法第 75 条第 4 項又は第 5 項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過していない者	
(4)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3 年を経過していない者	
(5)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から 2 年を経過していない者	
(6)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
(7)	精神の機能の障害により薬局開設者又は医薬品販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
(8)	薬局開設者又は医薬品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	

※ 申請者の欠格条項については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)、(2)及び(3)欄にあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

※ 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定に係る変更届の場合のみ(3)欄を記載し、それ以外の場合は、(3)欄の記載は不要であること。